

## 第24号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「指導」の次に「その他の指導で人事委員会規則で定めるもの」を加え、同条第2項中「1月」を「1日」に改め、同項第1号中「33,500円」を「1,760円」に改め、「（授業又は実習指導に専ら従事する職員以外の職員にあっては、当該額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を削り、同項第2号中「16,800円」を「880円」に改める。

第11条第1項第9号中「、東部農林振興センター」及び「（東部農林振興センターにあっては、人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、「7月1日」を「6月1日」に改める。

第32条第1項を次のように改める。

冬期海上等作業従事手当は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）が11月1日から翌年の4月30日までの間に海上又は人事委員会規則で定める湖沼上において行う調査又は検査の作業に従事したときに支給する。

第39条第1項を次のように改める。

医師手当の支給を受ける職員には、有害物取扱手当及び衛生検査業務従事手当は支給しない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。